

自主臨床研究、未承認医薬品申請における費用負担の原則 (ver1.0, 2005/11/09)

1. この原則は自主臨床研究、未承認医薬品申請に関する費用負担について、当院で現在行われている状況をまとめたものです。
2. 原疾患および合併症に対して通常行われる診療に対する費用は、患者様の健康保険で賄います。
3. 上記1以外の費用については、原則として下表を参考にして下さい。
4. 医療過誤に対して賠償責任が発生する可能性に備えて、自主臨床研究の場合は研究責任医師・研究分担医師全員、未承認薬申請の場合は当該診療科長および主治医は医師賠償責任保険に加入して下さい。
5. これらは原則であり、研究内容・未承認医薬品申請内容によっては別途、当該診療科長に病院長とご相談頂く場合もあります。

	自主臨床研究		未承認医薬品申請
	適応内使用	適応外使用	
通常の診療費用	保険診療		保険診療
保険外の検査費用	研究費（診療科が検査会社に支払う）		研究費（診療科が検査会社に支払う）
薬剤費	保険診療	適応外薬剤は、研究費で購入して、薬剤部に管理を委託する。それ以外は保険診療。	専門委員が現在病院にて検討中
レントゲンフィルム複写など	研究費（診療科が病院に支払う）		研究費（同左）
健康被害治療費 ①医療過誤のない場合	基本的に保険診療で行う。 利用可能な場合（適応内使用の場合で、抗がん剤と免疫抑制剤を除く）は、健康被害救済制度も考慮する。 上記以外の、医療費補償はなし。		
②医療過誤のある場合	医師賠償責任保険	医師賠償責任保険	医師賠償責任保険